

## 防火構造の構造方法を定める件

(平成 12 年 5 月 24 日建設省告示第 1359 号)

(最終改正 令和 3 年 6 月 7 日国土交通省告示第 513 号)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

### 第 1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 108 条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの(ハに定める構造方法にあつては、屋内側の防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この号において「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とし、かつ、屋外側の防火被覆の取扱い等の部分の裏面に厚さが 12 mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するものを設け、又は当該取合い等の部分を相じゃくりとするものに限り、ホ(3)(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

イ 準耐火構造(耐力壁である外壁に係るものに限る。)とすること。

ロ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。

(i) 厚さが 50 mm 以上のグラスウール(かさ比重が 0.01 以上のものに限る。)(i)において同じ。)又はロックウール(かさ比重が 0.024 以上のものに限る。)を充填した上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)を張ったもの

(ii) 塗厚さが 15 mm 以上の鉄網軽量モルタル(モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の 8% 以下のものに限る。)

(2) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。

(i) 厚さが 50 mm 以上のグラスウール又は厚さが 55 mm 以上のロックウール(かさ比重が 0.03 以上のものに限る。)を充填した上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボードを張ったもの

(ii) 厚さが 15 mm 以上の窯業系サイディング(中空部を有する場合にあつては、厚さが 18 mm 以上で、かつ、中空部を除く厚さが 7 mm 以上のものに限る。)を張ったもの

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、ロ(2)に掲げる基準に適合する構造(イ

に掲げる構造並びに間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。) とすること。

ニ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造 (イに掲げる構造を除く。) とすること。

(1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第一号ハ(1)(iii)から(v)まで又は(2)(i)のいずれかに該当するもの

(ii) 厚さが 9.5 mm以上のせっこうボードを張ったもの

(iii) 厚さが 75 mm以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さが 4 mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

(ii) 塗厚さが 15 mm以上の鉄網モルタル

(iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iv) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(v) モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が 25 mm以上のもの

(vi) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が 25 mm以上のもの

(vii) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの

(viii) 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ホ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造 (イに掲げる構造を除く。) とすること。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造で、塗厚さが 40 mm以上のもの (裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが 15 mm以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが 15 mm以上の木材を張ったものに限る。)

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第一号ハ(1)(i)又は(iii)から(v)までのいずれかに該当するもの

(ロ) ニ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの

(ハ) 土塗壁で塗厚さが 30 mm以上のもの

(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第三号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの

(ロ) 塗厚さが 20 mm以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい

(ハ) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はし

つくいを塗ったもの

- (ニ) 土塗壁で塗厚さが 20 mm 以上のもの (下見板を張ったものを含む。)
- (ホ) 厚さが 12 mm 以上の下見板 (屋内側が(i)(ハ)に該当する場合に限る。)
- (ヘ) 厚さが 12 mm 以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (ト) **ロ(2)(ii)又はニ(2)(v)から(viii)までのいずれかに該当するもの**

二 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ **前号ロからホまでの**いずれかに該当する構造 (イに掲げる構造を除く。) とすること。

**第 2** 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏 (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。) の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 土蔵造 (前号に掲げる構造を除く。)

三 **第 1 第一号ニ(2)(v)から(viii)まで又はホ(3)(ii)(ロ)から(ニ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造 (前 2 号に掲げる構造を除く。)** とすること。

#### **附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

I - P E C